



野焼き禁止の例外とされる行為は次のとおりです。

- 風俗習慣上、または宗教上の行事を行うために必要な焼却
- どんど焼きなどの地域行事
- 病虫害駆除のための焼却など、農業、林業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
- 例 稲わらの焼却など
- たき火、その他の日常生活を営むうえで通常行われる焼却であつて軽微なもの
- 例 バーベキューなど

【許可業者】
（有）クリエイト・マエダ
安曇川町下小川947
☎ (32) 3303

※料金など詳しくは、直接お問い合わせください。

可燃ごみ搬出量

3月から環境センターでのごみ焼却を停止し、三重県の民間ごみ処理業者へ委託して焼却処分しています。ごみの量に応じてごみ処理費用を負担することになりますので、ごみ分別や減量にご協力ください。

測定月	処分および運搬量
平成30年4月分	1,064t
平成30年5月分	1,144t (前月比80t増)

野焼きは禁止されています

廃棄物の野焼き（野外焼却）は、一部の例外を除き法律で禁止されています。ドラム缶による焼却や、穴を掘ってごみを焼却することも野焼きと同じです。付近の住民への迷惑や有害物質の発生原因になりますので、野焼きはやめましょう。

では、落ち葉や草、剪定した枝などはどうやって処分すればいいの？



△環境センターでは、草や枝などは処理していないため、燃やせるごみとして出すことができません。処分は、市内の許可業者をお願いしてください。

豊かなスポーツライフを目指して
高島市スポーツ推進委員会



地域のスポーツ振興を図ることを目的に、市内でスポーツに携わる35人が、教育委員会から、高島市スポーツ推進委員として委嘱されています。

月1回の定例委員会を開催し、「だれもが、いつでも・気軽にスポーツを楽しむことができる生涯スポーツ社会の実現」に向けて活動しています。主な活動内容は次のとおりです。

- ①里湖で地域を結ぶウォーキング
健康づくりを目的に、人とのふれあいを大切にしながら、老若男女が参加していただけるウォーキングです。市内各地で年間8回開催しています。
- ②スポーツイベントの企画・運営
びわ湖高島栗マラソン、びわこトライアスロンin高島、各地域のスポーツイベントなどのスタッフとして活動しています。
- ③出前講座への協力
要請のある地域に出向き、スポーツ活動のサポートを行っています。

④市民体力測定会の開催
体力の保持増進に関心をもっていただけるように、体力チェックの機会を毎年設けています。

里湖で地域を結ぶウォーキング（第4回）

スポーツ推進委員が歩き方やストレッチの仕方など丁寧に指導します。

日時：7月22日（9時）

※8時30分受付

場所：朽木保健センター

対象：小学生以上

料金：1000円（保険料）※当日徴収

持ち物：ウォーキングのできる服装、履き慣れた靴、お茶、タオル、各自必要な物

※参加を希望される方は現地に直接お越しください。申し込みは不要です。

※雨天などで中止の場合は、8時に防災無線で放送します。

市民スポーツ課 ☎ (32) 4459

安全安心

交通事故発生状況

高島警察署 ☎ (22) 0110

(平成30年5月末現在)

内容	件数	前年比
人身事故発生件数	25件	-17件
死者数	1人	0人
傷者数	32人	-25人

発生場所	件数
マキノ	3件
今津	6件
朽木	1件
安曇川	10件
高島	3件
新旭	2件

※概数



火災・救急・救助件数

消防総務課 ☎ (22) 5401

(平成30年5月末現在)

火災	件数	累計(1月~)
建物	0件	7件
車両	1件	1件
林野	0件	1件
その他	2件	9件

救急	件数	累計(1月~)
交通事故	18件	66件
一般負傷	37件	174件
急病	121件	781件
その他	31件	157件

救助	件数	累計(1月~)
火災	0件	1件
交通事故	2件	9件
水難事故	2件	2件
その他	2件	6件

環境放射線測定結果

原子力防災対策室 ☎ (25) 8133

5月平均値(平日測定) 前月平均値

マキノ(マキノ支所前駐車場)	0.064 μSv/h	0.065 μSv/h
今津(今津支所車庫付近)	0.035 μSv/h	0.034 μSv/h
朽木(朽木支所前駐車場)	0.057 μSv/h	0.061 μSv/h
安曇川(安曇川支所南側駐車場)	0.043 μSv/h	0.045 μSv/h
高島(高島支所東駐車場)	0.060 μSv/h	0.059 μSv/h
新旭(高島市役所北側玄関前)	0.048 μSv/h	0.046 μSv/h

※測定地点は他に24か所あります。測定結果は、市のホームページをご覧ください。
※平常時の値はおおむね0.2μSv/h以下です。

防災・減災に向けて

平成27年9月の関東・東北豪雨災害では、鬼怒川が決壊し、多くの家屋の浸水被害が発生しました。また、平成28年8月には相次いで発生した台風によって、北海道・東北地方の中小河川で氾濫が発生し、福祉施設での入所者が逃げ遅れ、多数の犠牲者が出るなど、毎年のように全国各地で大規模な災害が発生しています。

そのような中、国においては、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」とへ意識を変革し、社会全体で洪水に備える必要があるとの考えに立ち、昨年、水防法の一部改正などにより、各種取り組みが進められてきたところです。

こうした取り組みの一環として、まして、市では去る6月4日に、

近畿地方整備局琵琶湖河川事務所および、県土木交通部流域政策局などと議論を重ね、法に定まった「高島地域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会」を設置しました。

この協議会では、学識者たちからの助言をもらいながら、自助・共助・公助が一体となった水害や土砂災害に対する対策を、国や県をはじめ、多様な関係者が連携して必要な協議を行うこととなります。

今後とも、皆さんの安全で安心な暮らしを支えるために、防災・減災体制の確立に向けて、しっかりと取り組んでいきたいと考えています。

福井正明

市長雑記

